



発行 新潟県

第 64 号

平成28年8月19日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 888 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 889 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 890 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の休止届（福祉保健課）
- 891 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 892 平成29年度の新潟県立テクノスクールにおける普通課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間（職業能力開発課）
- 893 平成29年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間（職業能力開発課）
- 894 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 895 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 896 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 897 保安林の指定施業要件の変更予定（治山課）
- 898 保安林の指定解除予定（治山課）
- 899 公共測量の実施通知（監理課）
- 900 公共測量の実施通知（監理課）

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 公聴会の開催の中止（下水道課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）

告 示

◎新潟県告示第888号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成28年8月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社日野庄商店	燕市仲町2番34号	株式会社日野庄商店	燕市仲町2番34号	居宅療養管理指導	H28.6.24

株式会社エーアンドエム	新潟市中央区医学町通2番町11	しなの薬局吉田店	燕市吉田2757-3	居宅療養管理指導	H28. 3. 1
株式会社エーアンドエム	新潟市中央区医学町通2番町11	しなの薬局吉田店	燕市吉田2757-3	介護予防居宅療養管理指導	H28. 3. 1
社会福祉法人人と緑の大地	見附市田井町1715番地1	短期入所事業古志乃里	見附市緑町20番1号	短期入所生活介護	H28. 7. 21
社会福祉法人人と緑の大地	見附市田井町1715番地1	短期入所事業古志乃里	見附市緑町20番1号	介護予防短期入所生活介護	H28. 7. 21
株式会社あさひコモンズ	三条市月岡1丁目5番27号	あさひケアプラン	三条市直江町2丁目5番48号	居宅介護支援	H25. 10. 1
南魚沼市	南魚沼市六日町180番地1	南魚沼市立ゆきぐに大和病院	南魚沼市浦佐4115番地	居宅療養管理指導	H28. 5. 1
南魚沼市	南魚沼市六日町180番地1	南魚沼市立ゆきぐに大和病院	南魚沼市浦佐4115番地	居宅療養管理指導	H28. 5. 1

◎新潟県告示第889号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年8月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
株式会社加治川の里	新発田市向中条2843番地1	ショートステイ加治川の里	新発田市向中条2843番地1	短期入所生活介護	H28. 7. 31
株式会社加治川の里	新発田市向中条2843番地1	ショートステイ加治川の里	新発田市向中条2843番地1	介護予防短期入所生活介護	H28. 7. 31
有限会社ツルマキ薬局	三条市荻堀1616-1	有限会社ツルマキ薬局	三条市荻堀1616-1	居宅療養管理指導	H28. 4. 30
有限会社ツルマキ薬局	三条市荻堀1616-1	有限会社ツルマキ薬局	三条市荻堀1616-1	介護予防居宅療養管理指導	H28. 4. 30
有限会社ツルマキ薬局	三条市荻堀1616-1	ウラダテ調剤薬局	三条市西裏館1-10-44	居宅療養管理指導	H28. 7. 31

有限会社ツルマ キ薬局	三条市萩堀1616 -1	ウラダテ調剤薬局	三条市西裏館1 -10-44	介護予防居宅 療養管理指導	H28. 7. 31
----------------	-----------------	----------	-------------------	------------------	------------

◎新潟県告示第890号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成28年8月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
ニチイケアセンター柿崎	上越市柿崎区馬正面1159-41ヨシクラビル2階B号室	H28. 7. 31

◎新潟県告示第891号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年8月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
ファーコス薬局 かもやま	加茂市高須町1 丁目6番14号	名称	かもやま薬局	ファーコス薬局 かもやま	H28. 6. 1
あさひ訪問看護リ ハビリステーション	三条市西本成寺 1丁目36番25号	所在地	三条市旭町2丁目 11番17号	三条市西本成寺1 丁目36番25号	H28. 7. 18

◎新潟県告示第892号

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）第4条の規定により、平成29年度の新潟県立テクノスクールにおける普通課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間を次のとおり定め、平成29年4月1日から実施する。

平成28年8月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

平成29年度の新潟県立テクノスクールにおける普通課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間

実施校	訓練科	訓練定員	訓練期間
新潟テクノスクール	NC機械科	40	2年
	電気システム科	40	2年
	自動車整備科（デュアルシステム訓練）	40	2年
上越テクノスクール	自動車整備科	50	2年
	メカトロニクス科	50	2年
三条テクノスクール	メカトロニクス科	40	2年
	工業デザイン科	40	2年
	生産システム科	40	2年
魚沼テクノスクール	木造建築科	40	2年
	電気施設科	10	1年
合 計		390	

◎新潟県告示第893号

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）第27条の規定により、平成29年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間を次のとおり定め、平成29年4月1日から実施する。

平成28年 8 月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成29年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間

実施校	訓練科	訓練定員	訓練期間
新潟テクノスクール	溶接科	40	6 か月
	ビル設備管理科	30	6 か月
上越テクノスクール	溶接科	30	6 か月
	木造建築科	15	1 年
	ビジネススタッフ科	20	1 年
三条テクノスクール	溶接科	40	6 か月
魚沼テクノスクール	エクステリア左官科	10	1 年
合 計		185	

◎新潟県告示第894号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成28年 8 月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 区域
水津漁業協同組合の地区
- 2 区分
主としてさし網を使用して営む漁業
- 3 届出年月日
平成28年 7 月14日

◎新潟県告示第895号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成28年 8 月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 区域
新潟漁業協同組合の地区のうち旧柏崎漁業協同組合の区域
- 2 区分
法第104条第2号に掲げる漁業
- 3 届出年月日
平成28年 7 月14日

◎新潟県告示第896号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成28年 8 月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 区域

佐渡漁業協同組合の地区のうち旧両津市漁業協同組合の区域

- 2 区分
10トン以上の漁船により営むかご漁業及びさし網漁業
- 3 届出年月日
平成28年7月14日

◎新潟県告示第897号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成28年8月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
新潟県村上市桃川字水林 2217 の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第898号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年8月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県長岡市寺泊野積字須走1の1・寺泊湊町7181の13（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
河川用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第899号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年8月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成28年8月1日から平成29年3月15日まで
- 3 作業地域 新発田市荒川地内

◎新潟県告示第900号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年 8月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成28年 8月 1日から平成29年 3月15日まで
- 3 作業地域 新発田市下中江及び下三光地内

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年 8月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 (仮称)花園ショッピングセンター
所在地 長岡市花園南部土地区画整理事業地内25街区
設置者 株式会社原信
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成28年 4月 1日
- 3 意見の概要
(1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成28年 8月19日から平成28年 9月19日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年 8月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 (仮称)アクロスプラザ長岡七日町A街区
所在地 長岡市七日町字川原485 外
設置者 大和情報サービス株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成28年 4月 5日
- 3 意見の概要
(1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間

平成28年8月19日から平成28年9月19日まで

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、魚沼都市計画下水道の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成28年8月19日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時
平成28年8月29日（月） 午後7時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所
魚沼市小出島1240-2
小出ボランティアセンター 多目的室

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、放置駐車違反対策システム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成28年8月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
放置駐車違反対策システム賃貸借
 - (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等
入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の配布を含む。）期間、場所及び問合せ先
 - (1) 期間
本公告の日から平成28年9月15日（木）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所
新潟県警察本部警務部会計課調度係
なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
 - (3) 問合せ先
 - ア 契約手続に係るもの
郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部会計課調度係
電話番号 025-285-0110 内線2235
 - イ 機器等の仕様に係るもの
郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
電話番号 025-285-0110 内線5053
- 3 入札に参加する者に必要な資格
本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (4) 本調達案件の仕様に適合する物品であることを証明した者であること。

- (5) 本調達案件納入後の迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- 4 本件入札に係る参加資格の確認
- 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。
- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
- ア 提出期間 平成28年 8 月19日(金) から平成28年 9 月15日(木) まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部会計課調度係
- ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。
- エ 提出書類 入札説明書による。
- (2) 参加資格の確認結果の通知
- 提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。
- 本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成28年 9 月23日(金) 午後1時以降に2(3)アへ問い合わせること。
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成28年 9 月29日(木) 午後1時00分
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室
- 6 入札手続
- (1) 入札の方法
- 次のいずれかの方法によること。
- ア 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参し、提出すること。ただし、代理人が入札書を持参し、提出する場合は、5(1)の入札執行時刻までに委任状を提出し、代理権を確認した者でなければならない。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)を入札執行日の前日の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。
- (2) 入札書の名義人
- 本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。
- (3) 入札書の記載方法
- ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。
- (4) 落札者の決定方法
- 入札に参加した者のうち、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第54条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 無効入札
- 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除した金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除した金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

(3) 暴力団関係者の不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者に通報報告を行うこと。

(4) その他

ア 契約の取扱いにおいて使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing contract for illegal parking control system

(2) Date, time and place for the opening of bids and tenders :

Date : Thursday, September 29, 2016

Time : 1 : 00 p.m.

Place : Contract Bidding Room

Niigata Prefectural Police Headquarters Building

4 - 1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, JAPAN

(3) For more information, contact :

Accounting Division, Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters Building

4 - 1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, JAPAN

Tel 025-285-0110 ext. 2235